告　示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長　伊　藤　正　経

d0217241fe551d6b5bd71a099076bceb

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道上里鬼石線	児玉郡神川町大字新宿字本郷三九番一地先から同郡同町大字新宿字本郷三六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	令和八年十一月十三日	令和四年七月二十二日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長五九・九五メートル